



平成18年5月19日

日本繊維輸入組合

御中

経済産業省 商務流通G
流通・物流政策室

港湾運送事業法に係る届出料金等の遵守について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、上記の件につきまして別添のとおり国土交通省港湾局港湾経済課長から協力方依頼がありましたので、ご連絡いたします。

担 当 本 間

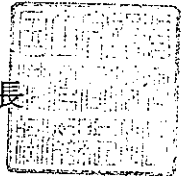
TEL 03-3501-0092



国港経第35号
平成18年5月12日

経済産業省大臣官房参事官（商務流通グループ担当） 殿

国土交通省港湾局港湾経済課長



港湾運送事業法に係る届出料金等の遵守について

港湾運送事業法については、地方港においても主要9港同様、参入規制を免許制から許可制に、料金規制を認可制から事前届出制にする等を内容とする一部改正法案が平成17年5月13日に成立、同20日に公布（法律第45号）され、本年5月15日から施行されることとなったところであります。

国土交通省としては、この改正を機に、港湾運送分野の競争を促進し、一層の効率化、サービスの改善により港湾の活性化を図ることとしております。

一方、港湾という限られた場所のサービス提供ということからくる非代替性や労働集約性など港湾運送事業のもつ特性に鑑み、規制緩和の実施に当たっては労働関係の安定化にも一定の配慮を払っていく必要があります。

他事業者との競争激化や荷主との力関係の差を背景に過度のダンピングが行われることは、全体コストに占める労働コストの割合が高いことを考えると、直ちに労働条件に悪影響を及ぼし、労働関係が不安定化する懸念が生じるため、これを防止していくことが重要であると考えているところであります。

国土交通省としては、この問題に対応し、緊急監査制度や料金変更命令制度を適切に運用するとともに、港運業界等への指導監督等に一層努めて参る所存であります。この問題については荷主側の理解と協力も必要となるものであり、改正法の審議においても、別添1（衆議院国土交通委員会）及び別添2（参議院国土交通委員会）のとおり附帯決議がなされたところであります。

つきましては、関係荷主業界を所管されている貴省におかれましても、上述の附帯決議の趣旨を尊重し、政府の対応につき荷主業界の理解を得るべくご協力のほどよろしくお願い致します。

衆議院国土交通委員会

平成17年4月15日

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一 指定特定重要港湾においては、国際物流拠点の機能強化に加え、モーダルシフト推進の観点から、内航海運活性化、航路や道路の整備、鉄道輸送との連携等が図られるよう必要な措置を講じること。また、その実施に当たっては、周辺の環境に十分配慮すること。
- 二 港湾が地域の経済活性化や産業再生など重要な役割を担っていることにかんがみ、指定特定重要港湾以外の港湾についても、引き続き機能強化に努めること。
- 三 各港湾の入出港届の様式を統一するに当たっては、利用者の混乱を招くことがないように十分に周知を図るなど万全の体制をとること。
- 四 特定港湾以外の港湾において、運賃・料金の規制緩和によってダンピングが起きないように、料金変更命令や緊急監査制度の活用等により、適切な措置を講じること。また、関係各省が連携して、船社・荷主に対しても適切な措置を講じるよう努めること。
- 五 特定港湾以外の港湾での規制緩和の実施に当たっては、港湾労働者に過度のしわ寄せが及ばないように良好な労働条件の確保に配慮する等必要な労働環境の整備に努めること。また、港湾労働者の福利厚生等に使われている関係者の拠出金について、規制緩和後も、安定した維持・運営が図られるよう努めること。
- 六 特定港湾以外の港湾における規制緩和に伴い、悪質事業者の参入による混乱が生じないように適切な措置を講じること。

参議院国土交通委員会

平成 17 年 5 月 12 日

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、指定特定港湾の整備に当たっては、既存ストックの活用なども含め、投資の重点化・効率化に努めるとともに、適切な評価・公表を行い、その評価結果を踏まえた的確な対応がなされるよう努めること。

あわせて、指定特定重要港湾以外の港湾においては、その広域的な機能分担、管理者の事務手続の省力化等が促進されるよう、航路再編の進展を踏まえつつ、機能の見直し・強化に向けた環境整備に努めること。

二、モーダルシフトを推進し、複合一貫輸送を担う物流企業による高レベルの輸送展開に十分応えられるよう、内航海運輸の活性化、港湾アクセス道路の整備、鉄道輸送との連携等に係る必要な措置を講ずること。また、リードタイム縮減や港湾関係諸手続の簡素合理化に向け、港湾物流情報プラットフォームの構築、利用拡大に努める等関係者間の一層の連携を図ること。

三、特定港湾以外の港湾における規制緩和については、各港湾の特性に配慮した対応に努めること。また、運賃・料金の規制緩和によって混乱が生じないように環境整備を行うとともに、港湾労働者の良好な労働環境の整備及びその福利厚生事業等に係る拠出金の安定した維持・運営が図られるよう努めること。

四、港湾利用者への安全対策の啓発、航行の安全に関する情報提供の充実及び規則遵守の徹底に努めるとともに、港湾施設の耐震化の促進、災害時における港湾の相互利用体制の整備等危機管理対策に万全を期すこと。

右決議する。